

奨学金貸与規程

公益財団法人 常磐奨学会

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は定款第4条第1項の規定に基づき奨学金の貸与に関し必要な事項を定め一般有為の青少年の勉学に適切な援助を与えることを目的とする。

(奨学金を貸与する人員)

第2条 本会の奨学生となる者は高等学校、専修学校専門課程、職業訓練校、工業高等専門学校または大学に在学し、学業、人物とも優秀かつ健康であって学費の支弁が困難と認められる者でなければならない。

第 2 章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学金の貸与を受ける者の資格)

第3条 奨学生の種類は次に掲げる者とする。

1. 高等学校奨学生
2. 専修学校専門課程奨学生
3. 職業訓練校奨学生
4. 工業高等専門学校奨学生
5. 大学奨学生

2 奨学金の貸与を受ける者を奨学生という。

3 第1項の1.～4. で定めた奨学生であった者が、貸与終了時において、それぞれ上位校に進学し、継続して貸与を希望する場合は、貸与を受けていた貸与金に対して、通常の返還手続きを行い、返還を開始することを条件に、新たな奨学金貸与希望者として、応募を認めるものとする。

(奨学生願書の提出)

第4条 本会が奨学生を募集するときは、その都度募集要項を公開する。

2 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本会あての「奨学生願書」(別紙様式1) に、連帯保証人の年収を証明する書類を添えて本会の指定した期限までに本会に提出するものとする。

3 連帯保証人は、本人が未成年の場合はその親権者または後見人、成年者の場合は父母兄弟またはこれに代る者でなければならない。

(奨学生の採用)

第5条 奨学生の採用は、学識経験者を含む奨学生選考委員会の選考を経て、理事会の承認をもって決定し、その結果を本人に通知する。

(奨学金の貸与額)

第6条 奨学金の貸与額は次のとおりとする。

奨学金

| | | |
|-------------|----|----------|
| 高等学校奨学生 | 月額 | 20,000 円 |
| 専修学校専門課程奨学生 | 月額 | 20,000 円 |
| 職業訓練校奨学生 | 月額 | 20,000 円 |
| 工業高等専門学校奨学生 | 月額 | 25,000 円 |
| 大学奨学生 | 月額 | 30,000 円 |
| 大学生（理系） | 月額 | 35,000 円 |

(貸与の期間)

第7条 奨学金を貸与する期間は、奨学生の在学する学校の採用時から最短の修業年限迄とする。

但し、傷病その他やむを得ない事情による休学期間は、奨学金の貸与を休止する。

(借用承諾書の提出)

第8条 第5条によって奨学金の貸与を許可された者は、連帯保証人と連署の上「借用承諾書」（別紙様式2）を理事長に提出しなければならない。

- 2 連帯保証人はこの規程による奨学金貸与の趣旨を奨学生に徹底させ、勉学に専念するよう適当な指導を行う義務を負う。

(奨学金の交付)

第9条 奨学金は原則として毎月本人に直接交付するものとする。

(成績証明書の提出)

第10条 奨学生は毎学年末毎に、成績証明書を理事長に提出しなければならない。

(異動届出)

第11条 奨学生は次に掲げる場合には理事長に届出なければならない。

但し、本人が傷病その他やむを得ない事由によって届出ができないときは連帯保証人がこれに代わり届出なければならない。

1. 留年となったとき
2. 傷病のため4週間以上学校を欠席したとき
3. 休学、復学、転学または退学したとき
4. 学校その他より賞罰を受けたとき
5. 本人および連帯保証人の身分、住所その他重要な事項に異動があったとき（別紙様式3による）

- 2 前項第2号の場合については医師の診断書を添付しなければならない。

第3章 奨学金の返還、停止及び返納

(奨学金の返還)

第12条 奨学金はその貸与が終了したときから原則として、6ヶ月据置の後、貸与期間の2倍の期間内に月賦、半年月賦、または適切な方法によってその全額を返還しなければならない。

- 2 貸与を受けた奨学金は無利息とする。

第13条 奨学金の貸与が終了したときは、奨学生は連帯保証人と連署した「返還誓約書」(別紙様式4)に連帯保証人の年収を証明する書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

(返還猶予)

第14条 傷病その他やむを得ない事由のために奨学金の返還が困難な場合には理事会はその事情を参酌して相当期間返還を猶予することがある。

第15条 奨学生または奨学生であった者が、在学中または卒業後、死亡したときは、奨学金の全部、または一部の返還を免除することがある。

(奨学金の停止)

第16条 奨学生が傷病のため修学の見込がないとき、または退学したときは奨学金の貸与を停止する。

(奨学金の停止返納)

第17条 奨学生が次の各号の一つに該当する場合には奨学金の貸与を停止し、すでに貸与した奨学金を返納させるものとする。

1. 不都合の行跡により、休学若しくは退学を命ぜられたとき、または理由なくして自ら退学したとき
2. 学業成績または操行が著しく不良となったとき
3. 出席状況が不良で就学の見込がないとき
4. その他学生として適当でない行為をしたとき

(返還金の延滞)

第18条 奨学生であった者が割賦金の返還を怠ったと認められるときは、その者または連帯保証人に対して請求し、本会の指定する日までに返還未済額の全部を返還させることができる。

(返還の強制)

第19条 奨学生であった者またはその連帯保証人が割賦金の返還を延滞したときは、民事訴訟法（平成8年法律第109号）および民事執行法（昭和54年法律第4号）その他強制執行の手續に関する法令に定める手續等により割賦金の返還を確保するものとする。

第20条 奨学生であった者またはその連帯保証人が、返還未済額の全部の返還（第18条の規定による奨学金返還未済額の全部の返還をいう。）の請求を受けても本会の指定した日までに返還未済額の全部の返還を行わないときは、前条の規定を準用する。

附 則

この規程は平成18年5月19日からこれを改訂施行する。

- 2 第12条の規定にかかわらず、平成16年3月31日現在、現に貸与を受けている者については、なお従前の例による。

この規程は平成21年12月14日からこれを改訂施行する。

- 2 第6条の規定にかかわらず、平成22年3月31日現在、現に貸与を受けている者については、なお従前の例による。

この規程は平成23年3月24日からこれを改訂施行する。

この規程は平成23年6月14日からこれを改訂施行する。

この規程の法人名称を平成24年4月1日から公益財団法人常磐奨学会とする。

(平成24年3月22日 第130回理事会決議、第125回評議員会決議)